

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とする ガイドライン」の改正概要

平成28年12月
商務情報政策局
情報経済課

1. 改正経緯

「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）は、その全面施行から10年以上経過した。この間、個人情報保護制度に係る国民の意識の高まりとともに、個々の事業者による個人情報保護の取組も進み、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）も浸透してきたところである。

その一方で、経済活動のグローバル化の進展や新たなIT技術を用いたサービスの展開により、我が国の個人情報保護法制を取り巻く状況は絶えず変化している。また、依然として個人情報漏えい事件は後を絶たず、サイバー攻撃による漏えい事件も顕在化している。

このような状況を踏まえ、事業者による個人情報の適正な取扱いを目的とし、ガイドラインの一部を改正する。

2. 改正案の主な内容

（1）技術的安全管理措置に情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策及びその例示の追加

サイバー攻撃の脅威に備えて、事業者のセキュリティ対策を強化する観点から、ガイドラインの技術的安全管理措置について情報システムの脆弱性を突いた攻撃への対策及びその手法の例示としてぜい弱性診断等の追記を行う。

上記の他に、（1）の追加に伴い、関連する項目における必要な修正を行う。

（2）疑義が生じ得る記載の修正

ガイドラインの記載において、一部疑義が生じ得る記載があったことから、該当箇所の修正を行う。

以上